

## 市民フォーラム21 第7回 防災・安全部会 次第

日時：平成23年2月23日（水）  
午前9時30分～午前11時30分  
会場：市役所第1庁舎8階 第1委員会室

### 1 開 会

### 2 部会長あいさつ

### 3 市民フォーラム21 第6回 防災・安全部会 会議概要について

別添資料

### 4 第四次長野市総合計画 後期基本計画 施策の目標及び主な取組について

別冊資料1

#### (1) 政策3-1 災害に強いまちづくりの推進

##### 311 防災対策の推進

##### 312 消防・救急・救助体制の充実

#### (2) 政策3-2 より安心して暮らせる安全社会の形成

##### 321 日常生活の安全性の向上

### 5 第四次長野市総合計画 後期基本計画に係る指標の設定方針について

資料1

### 6 第四次長野市総合計画 後期基本計画の策定工程表（大綱策定後）について

資料2

### 7 その他

#### (1) 第四次長野市総合計画 後期基本計画大綱について

別冊資料2

#### (2) 市民意見の聴取結果等について

資料3～5、別冊資料3

#### (3) 今後の予定について

### 8 閉 会

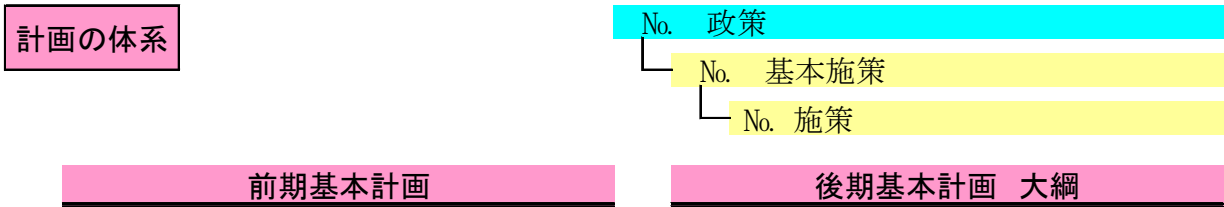
#### 次回の予定

日 時：平成23年4月25日（月） 午後1時～午後3時

会 場：市役所第1庁舎8階 第1委員会室

持ち物：第四次長野市総合計画、第四次長野市総合計画 前期基本計画の現況と課題（防災・安全分野）、  
これまでに配布した資料

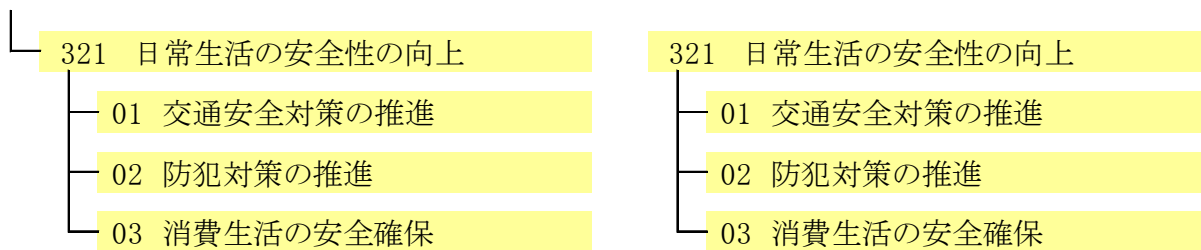
### 3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】



#### 3-1 災害に強いまちづくりの推進



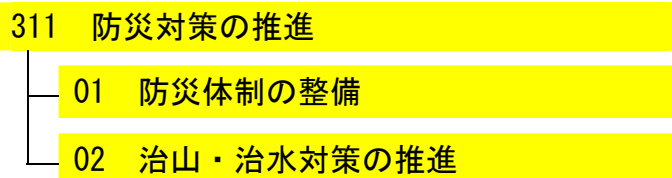
#### 3-2 より安心して暮らせる安全社会の形成



**3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】**

<b>政策 3-1</b>	<b>災害に強いまちづくりの推進</b>
---------------	----------------------

**施策の体系**



<b>基本施策</b>		<b>主担当</b>	<b>総務部</b>
<b>3 1 1</b>	<b>防災対策の推進</b>		
<b>【方針】（基本施策の目指すもの）</b>			
自助・互助・公助 <sup>※</sup> の理念のもと、市民・地域・事業者・関係機関・行政が一体となった防災対策を推進することにより被害の軽減を図り、各種災害から市民の生命・財産を守る災害に強いまちを目指します。			
<b>【現況と課題】</b>			
◇合併による市域の拡大や、複雑・多様化する災害要因等の変化を踏まえた防災体制を整備し、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、地域における協力体制を整える必要があります。			
◇近年の気象変化による局地的大雨などにより、土砂崩落や浸水被害が発生しており、一級河川などの整備、土砂災害対策や雨水排水対策を進める必要があります。			

※ 「自助」…自らの身は自らで守ること、「互助」…地域の安全は地域住民が互いに助け合って守ること、「公助」…個人や地域の力では解決できないことを、公的機関が行うこと

施 策		主 担 当	危 機 管 理 防 災 課
311-01	<b>防災体制の整備</b>		
施策の目標	<p>災害に対する自主防災意識の高揚、地域防災力の強化、防災対策の総合的な推進により、災害時の被害を最小限に抑制することを目指します。</p>		
主な取組	<p>①地域防災計画に基づく、各種災害の予防対策、応急対策、復旧対策を推進します。また、国民保護計画による緊急事態などへの適切な対応を図ります。(危機管理防災課)</p> <p>②防災に関する学習や情報提供の推進により、自助を育む市民防災意識の啓発に努めます。(危機管理防災課)</p> <p>③自主防災組織等の組織づくりと地域の特性に応じた防災訓練や地域防災マップづくりなどの活動を促進し、地域防災力の強化を図ります。(危機管理防災課、警防課)</p> <p>④地域との連携により、高齢者や障害者など災害時要援護者への支援体制の充実を図ります。(危機管理防災課、予防課、厚生課)</p> <p>⑤防災情報システムの整備・高機能化を推進します。また、地域や関係機関などと連携し、災害情報が迅速かつ確実に共有できる体制づくりに努めます。(危機管理防災課、警防課、通信指令課)</p> <p>⑥大規模災害に備え、避難・医療・収容体制の充実や防災・救助活動に必要な資機材、食料、医薬品などの備蓄を進めます。また、関係機関との連携により、災害時におけるライフラインの確保体制の強化に努めます。(危機管理防災課、保総務課、健康課、配水管理課)</p> <p>⑦公共・民間建築物などの耐震性、耐火性の向上を図るほか、密集住宅地などにおける安全性向上対策を推進します。(建築指導課、危機管理防災課、まちづくり推進課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 自助、互助の意識の向上 →主に基本施策の方針、②、③</p> <p>イ 各種災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策の充実 →①</p> <p>ウ 国民の保護のための武力攻撃事態等への対応 →①</p> <p>エ 自主防災意識の高揚・防災学習 →②</p> <p>オ 情報提供の推進による防災知識の普及 →②</p> <p>カ 地域の自主防災組織の充実と自主的な防災訓練の実施 →③</p> <p>キ 各種マップ等の活用 →③</p> <p>ク 災害時要援護者に対する支援体制の充実 →④</p> <p>ケ 地域での連携体制 →③④</p> <p>コ 防災情報システムの整備・高機能化 →⑤</p> <p>サ 防災情報の迅速かつ確実な収集・伝達 →⑤</p> <p>シ 避難・医療・収容体制の充実 →⑥</p>		

ス	防災救助活動に必要な資機材、食料、医薬品の充実 →⑥
セ	災害時におけるライフラインの確保体制の強化 →⑥
ソ	公共・民間建築物等の耐震性、耐火性の向上 →⑦
タ	密集住宅地の安全性向上対策 →⑦

施 策		主担当	河川課
311-02	<b>治山・治水対策の推進</b>		
施策の目標	森林の適切な管理・整備、河川の改修・補修、排水路などの雨水排水施設の計画的な整備により、災害の未然防止を目指します。		
主な取組	<p>①計画的な森林の整備による山地災害の抑制を図ります。また、県などの関係機関との連携により、地すべりや土石流、急傾斜地などの危険箇所の土砂災害対策を促進します。(森林整備課、河川課)</p> <p>②水路・調整池・ポンプ場などの雨水排水施設を総合的に整備し、市街地などの局地的な浸水被害の防止を図ります。(河川課)</p> <p>③千曲川や浅川など、国、県が管理する河川の総合的な治水対策の促進を、地域と連携し国・県それぞれに強く要望していきます。(河川課)</p> <p>④大雨時などの雨水の流出を抑制するため、公共施設や一般住宅等への雨水貯留施設設置の普及を進めます。(河川課)</p>		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	<p>ア 荒廃森林等の整備による山地災害の防止 →①</p> <p>イ 地すべり、砂防、急傾斜地等の危険箇所の土砂災害対策 →①</p> <p>ウ 国、県及び市が管理する河川の総合的な治水対策 →②③</p> <p>エ 河川改修、雨水幹線・ポンプ場、水路・側溝等の複合的な整備 →②</p> <p>オ 都市排水対策の推進による市街地の局地的な浸水被害の防止 →②</p> <p>カ 公共施設の雨水貯留施設設置 →④</p> <p>キ 住宅等の雨水貯留施設設置の普及 →④</p>		

**3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】**

<b>政策 3-1</b>	<b>災害に強いまちづくりの推進</b>
---------------	----------------------

**施策の体系**

- 312 消防・救急・救助体制の充実
  - 01 消防体制の充実
  - 02 救急・救助体制の充実

<b>基本施策</b>		<b>主担当</b>	<b>消防局</b>
<b>3 1 2</b>	<b>消防・救急・救助体制の充実</b>		
<b>【方針】（基本施策の目指すもの）</b>			
消防・救急・救助体制の充実により、複雑・多様化する火災や事故などの災害に迅速かつ的確に対応し、市民の生命・財産を守ります。			
<b>【現況と課題】</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民・地域・消防団と連携し、火災の未然防止や被害の軽減に取り組んでいますが、一層の防災意識の高揚と迅速な消火体制が求められています。</li> <li>◇ 救急出動件数の増加や災害現場での救助業務が多様化・高度化しており、救命率向上のため救急救命活動の強化が必要です。</li> </ul>			



施 策		主担当	警防課
312-02	<b>救急・救助体制の充実</b>		
施策の目標	市民を対象とした応急手当の普及啓発等や、多様化する事故・災害等の緊急事態に備えた救急・救助体制の充実により、救命率の向上を目指します。		
主な取組	①適切な救急救命処置を周知するため、応急手当普及員の養成や救命講習会の充実により、市民に対する正しい応急手当の普及啓発を進めます。(警防課) ②救急救命士・救助隊員の育成強化、高規格救急車の適正な配備、救助用資機材などの整備を進めるとともに、医療機関との連携に努めます。(警防課)		
大綱まとめ で整理した 主な取組 (参考)	ア 応急手当の普及啓発 →① イ 救助隊員の育成強化 →② ウ 救助用資機材等の整備による救助体制の充実 →② エ 救急救命士の養成、高規格救急車の適正な配備 →② オ 医療機関との連携の強化 →②		



**3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】**

**政策3-2 より安心して暮らせる安全社会の形成**

**施策の体系**

**321 日常生活の安全性の向上**

01 交通安全対策の推進

02 防犯対策の推進

03 消費生活の安全確保

**基本施策**

主担当

地域振興部

3 2 1

**日常生活の安全性の向上**

**【方針】（基本施策の目指すもの）**

市民・地域・関係機関との連携により、交通事故・犯罪の危険防止や消費生活の安全を確保するための環境づくりを推進し、より安心して共に暮らせる安全な社会を目指します。

**【現況と課題】**

- ◇ 交通事故が多発している中、交通事故防止に向けた取組を強化し、死者・負傷者を抑制する必要があります。
- ◇ 多種多様な犯罪が発生し、治安に対する不安が解消されない中、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯対策を進める必要があります。
- ◇ 悪質商法などの消費者トラブルや振り込め詐欺があとを絶たない中、消費者意識の啓発や相談体制を充実する必要があります。

施 策		主担当	交通政策課
321-01	交通安全対策の推進		
施策の目標	市民の交通安全意識の高揚とマナーの向上や交通環境の整備などの安全対策により、交通事故のない安全な社会を目指します。		
主な取組	①幼児から高齢者に至るまで、地域、学校、職場等のあらゆる場を活用することにより、体験・実践型交通安全教育や広報活動を推進し、交通安全に対する意識の高揚とマナーの向上を図ります。(交通政策課) ②地域住民、関係機関、交通安全推進団体等との連携を図り、地域での交通安全への取組を促進します。(交通政策課) ③標識やカーブミラーなど交通安全施設の整備、歩道・自転車レーンの整備や交差点改良など、道路交通環境の充実を図ります。(道路課・維持課) ④自転車の適正利用の啓発を進めるとともに、自転車駐車を整備し、安全で円滑な通行の確保を図ります。(交通政策課) ⑤市民・地域・事業者・関係機関との連携による除雪対策により、冬期間の安全対策の充実を図ります。(維持課)		
大綱まとめて整理した主な取組(参考)	ア 地域、学校、職場等のあらゆる場での交通安全教育 →① イ 体験・実践型交通安全教育や広報活動 →① ウ 交通安全意識の高揚と交通安全マナーの向上 →① エ 小さな単位を大切に、地域における活動 →② オ 地域住民、関係機関、交通安全推進団体等との連携 →② カ ガードレールなど交通安全施設の整備 →③ キ 歩道・自転車歩行者道の整備や交差点改良など道路構造の改善 →③ ク 安全な交通確保のための道路交通環境の整備 →③ ケ 放置自転車等への対策 →④ コ 自転車駐車の整備による安全で快適な交通の確保 →④ サ 冬期の道路交通の安全確保と学童など歩行者への安全配慮 →⑤		

施 策		主担当	市民活動支援課
321-02	防犯対策の推進		
施策の目標	市民の防犯意識の啓発・高揚、自主的な地域防犯活動への支援、犯罪を防止するための環境整備により、犯罪の起こりにくい社会を目指します。		

<p>主な取組</p>	<p>①防犯に関する広報活動等を実施し、市民意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者の安全確保への取組など、地域における自主的な防犯活動を支援します。(市民活動支援課)</p> <p>②地域住民、関係機関、地域防犯活動団体等との連携を図るとともに、警察署など関係機関に対し、防犯・相談体制などの充実を要請していきます。(市民活動支援課)</p> <p>③環境に配慮した省エネ機器照明タイプの防犯灯の推奨と設置への支援などにより、夜間等における地域の安全確保と犯罪防止を図ります。(市民活動支援課)</p>
<p>大綱まとめで整理した主な取組(参考)</p>	<p>ア 市民の防犯意識の啓発・高揚 →①</p> <p>イ 小さな単位を大切に、地域での防犯活動 →①</p> <p>ウ 高齢者や子どもなどの安全確保 →①</p> <p>エ 様々な取組みによる安全の確保 →①</p> <p>オ 地域住民、関係機関、地域防犯活動団体等の連携 →②</p> <p>カ 警察署など関係機関に対する防犯・相談体制の強化への働き掛け →②</p> <p>キ 環境整備の推進による夜間等における犯罪防止対策の充実 →③</p> <p>ク 環境に配慮した省エネ機器照明タイプの防犯灯の推奨 →③</p> <p>ケ 防犯灯の設置 →③</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施 策</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主担当</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民課</div>
<p>321-03</p>	<p><b>消費生活の安全確保</b></p>		
<p>施策の目標</p>	<p>消費生活に関する消費者意識の啓発や相談・苦情処理体制の充実により、消費者の安全確保を目指します。</p>		
<p>主な取組</p>	<p>①消費生活に関する迅速な情報提供や学習機会の充実により、消費者意識の向上を図り、悪質商法の被害などの未然防止と拡大防止を推進します。(市民課)</p> <p>②消費生活センターなどにおける相談・苦情処理体制の充実を図るとともに、相談・啓発活動の担い手となる地域の人材の育成を促進します。(市民課)</p>		
<p>大綱まとめで整理した主な取組(参考)</p>	<p>ア 消費者意識の啓発 →①</p> <p>イ 学習機会の充実 →①</p> <p>ウ 消費生活に関する迅速な情報提供 →①</p> <p>エ 消費生活センター等における相談・苦情処理体制の充実 →②</p> <p>オ 地域の力を活用し、複雑、多様化した消費者トラブルへの対応 →②</p> <p>カ 計量法に基づく、計量の適正化 →政策5で整理</p>		